

船舶事故調査報告書

平成22年9月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	釣客負傷
発生日時	平成21年8月18日（火） 06時40分ごろ
発生場所	愛知県田原市伊良湖岬西北西方沖 伊良湖岬灯台から真方位294° 0.8海里（M）付近（概位 北緯34° 35.1′ 東経137° 00.1′）
事故調査の経過	平成21年9月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	船種船名、総トン数 遊漁船 ^{ゆうえい} 祐英丸、7.3トン 船舶番号、船舶所有者等 293-37573愛知、個人所有 L×B×D、船質 15.80m×3.14m×1.07m、FRP 機関、出力、進水等 ディーゼル機関、368kW、平成17年8月21日
乗組員等に関する情報	船長 男性 32歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年2月28日 免許証交付日 平成19年10月22日 （平成25年2月27日まで有効）
死傷者等	負傷 1人（釣客A）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、釣客8人を乗せ、伊良湖岬西北西方沖を同岬南方沖の釣場に向かって南進中、釣客A（男性41歳）は、友人2人とともに船首部の甲板上で休息し、その他の釣客は、操舵室後方に配置された客室内で休息していた。</p> <p>船長は、操舵室で操船し、伊良湖水道付近は波が高くなるので、伊良湖岬北北西方2M付近で約12～13knに、同岬北西方1M付近で約8knに速力を落として航行を続けた。</p> <p>船長は、伊良湖岬西北西方0.8M付近を航行中、伊良湖水道航路を北航してきた船の航走波と南からのうねりが重なり、波高約2mの高波が船首方から接近するのを見て、速力を約5～6knまで落としたが、その高波を受けて本船の船首部が大きく上下に動揺した。</p> <p>釣客Aは、船首部先端の一段高くなっている甲板上で横になって寝ていたが、平成21年8月18日06時40分ごろ、本船の速力が落ちたのでなぜだろうと思って上体を起こしたとき、本船の船首部が持ち上がって体が浮き上がり、そのままの体勢で甲板上に落ちて臀部を強打した。</p> <p>釣客Aは、腰部に痛みを感じ、船長が119番に電話して救急車の手配を依頼し、07時30分ごろ師崎漁港に戻って救急車で病院に搬送され</p>

	<p>た。</p> <p>釣客Aは、第一腰椎圧迫骨折を負い、2週間入院した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m</p>	
その他の事項	<p>釣客Aは、乗船時に船長から客室内に入るよう言われたが、船上での釣り場所を確保しようと思い、友人2人とともに船首部の甲板上で休息していた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、伊良湖岬西北西方沖を航行中、航行船の航走波とうねりが重なった高波を船首方から受け、船首部が上下に動揺したものと考えられる。</p> <p>釣客Aは、船首部で横になった状態から上体を起こしたとき、本船の船首部が持ち上がり、体が浮き上がったのち、甲板上に落ちて臀部を強打したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が伊良湖岬西北西方沖を航行中、航行船の航走波とうねりが重なった高波を船首方から受けたため、船首部が上下に動揺した際、船首部にいた釣客Aの体が浮き上がったのち、甲板上に落ちて臀部を強打したことにより発生したものと考えられる。</p>	